

第百十四号議案

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例

東京都宿泊税条例（平成十四年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「帳簿」を「帳簿等」に改め、同条第三項中「により電磁的記録」の下に「（地方税法第七百四十八条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）」を加え、「場合であつて、知事の承認を受けたときは」を「場合には」「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

第十条に次の一項を加える。

4 前項前段に規定する規則で定めるところに従って保存が行われている書類に係る電磁的記録又は同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録に記録された事項に関し地方税法第七百三十三条の十九第三項に規定する納入申告書の提出期限後のその提出又は更正若しくは決定があつた場合において、同条第一項又は第二項の規定に該当するときは、同条第一項又は第二項の重加算金額の計算については、同法第七百五十六条第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「第百四十四条の四十八第一項」とあるのは「第七百三十三条の十九第一項」と、「第百四十四条の四十八第二項」とあるのは「第七百三十三条の十九第二項」と読み替えるものとする。

第十二条中「第二百十二条中「掲げる帳簿」とあるのは「掲げる帳簿（書類を含む。この条の表を除き、以下この章において同じ。）」「」を「第二百十二条の見出し中「帳簿」とあるのは「帳簿等」と、同条中「定める帳簿」とあるのは「定める帳簿等（書類を含む。以下この章において同じ。）」「」に改め、「次条第一項において同じ。」「と」の下に「、「当該帳簿」とあるのは「当該帳簿等」と」を加え、「同条の表中」を削り、

「二 第二百三条の十五第一項に規定する軽油引取税の申告納付義務者 同項に規定する帳簿」を

「二 第二百三条の十五第一項に規定する軽油引取税の申告納付義務者 同項に規定する帳簿」に、

|                                       |               |
|---------------------------------------|---------------|
| 二 第二百三条の十五第一項に規定する軽油引取税の申告納付義務者       | 同項に規定する帳簿     |
| 三 東京都宿泊税条例第十条第一項又は第二項に規定する宿泊税の特別徴収義務者 | 同項に規定する帳簿又は書類 |

「二 第二百三条の十五第一項に規定する軽油引取税の申告納付義務者 同項に規定する帳簿」に、

三 東京都宿泊税条例第十条第一項又は第二項に規定する宿泊税の特別徴収義務者 同項に規定する帳簿等」に、  
 「第二百十四条第一項中「同条」とあるのは「同条又は東京都宿泊税条例第十条第三項」と、「種類、当該」とあるのは「種類、第二百十二条の承認を受けようとする場合にあつては当該」と、「概要」とあるのは「概要、東京都宿泊税条例第十条第三項の承認を受けようとする場合にあつては当該」とする書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要、」と、「が、当該承認」とあるのは「が、第二百十二条又は東京都宿泊税条例第十条第三項の承認」と、同条第二項第二号、都税条例第二百五条及び都税条例第二百十六条第一項第二号中「第二百十二条」とあるのは「第二百十二条又は東京都宿泊税条例第十条第三項」と、都税条例第二百七条中「同条の」とあるのは「同条又は東京都宿泊税条例第十条第三項の」と、「が、当該承認」とあるのは「が、前条第一項の承認」ととあるのは「、「種類、第二百十二条の承認を受

けようとする場合にあつては当該」とあるのは「種類、当該」と、「概要、東京都宿泊税条例第十条第三項の承認を受けようとする場合にあつては当該承認を受けようとする書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要、」とあるのは「概要」と、「第二百十二条又は東京都宿泊税条例第十条第三項の承認」とあるのは「前条第一項の承認」とと、「第二百十二条」とあるのは「第二百十二条又は東京都宿泊税条例第十条第三項」とを「第二百十三条（見出しを含む。）中「帳簿」とあるのは「帳簿等」」に、「第二百十八条」を「第二百十四条」に、「又は第二百十三条各項」を「又は前条各項」に、「第二百十三条各項又は東京都宿泊税条例第十条第三項」を「前条各項又は東京都宿泊税条例第十条第三項」と、「帳簿」とあるのは「帳簿等」」に改める。

附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とし、附則第七項を附則第六項とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和四年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の東京都宿泊税条例（以下「新条例」という。）第十条第三項の規定は、施行日以後に保存が行われる書類について適用する。

3 新条例第十条第四項の規定は、施行日以後に新条例第七条の納入申告書の提出期限が到来する宿泊税について適用する。

4 新条例第十二条の規定は、施行日以後に備付けを開始する帳簿等（書類を含む。以下同じ。）及び保存が行われる帳簿等に係る電磁的記録（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十八条第一項に規定する電磁的記録をいう。）について適用する。

##### （提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。